

令和 8 年 4 月 14 日
気象庁総務部企画課
水管理・国土保全局水政課

「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」
及び「気象業務法施行令の一部を改正する政令案」を閣議決定
～予報・警報を高度化・適正化します～

令和 7 年 12 月 12 日に公布された「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」に関して、その施行期日を定める政令及び施行に伴う所要の規定の整備を行う政令が本日閣議決定されました。

1. 背景

観測・予測技術や情報通信技術の進展を踏まえた予報・警報の高度化・適正化を目的とした「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 86 号。以下「改正法」という。）に関して、今般、改正法の施行期日を定める政令を制定するとともに、改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うための政令を制定します。

2. 政令の概要

（１）気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

改正法の施行期日を令和 8 年 5 月 29 日とします。

（２）気象業務法施行令の一部を改正する政令

ア．特別警報の種類に「洪水特別警報」を新設します。（令第 5 条関係）

イ．気象庁が国土交通大臣及び都道府県知事と共同して行う高潮の警報の通知先について、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関と定めます。（令第 8 条第 4 号関係）

ウ．洪水の特別警報の通知先について、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関と定めます。（令第 9 条関係）

3. スケジュール

公布：令和 8 年 4 月 17 日（金）

施行：令和 8 年 5 月 29 日（金）

＜問い合わせ先＞

（全般・気象業務法に関すること）

気象庁総務部企画課 内田、遠藤

TEL 代表：03-6758-3900（内線 2220）、直通：03-3434-9075

（水防法に関すること）

水管理・国土保全局水政課 手嶋、高橋

TEL 代表：03-5253-8111（内線 35213、35228）、直通：03-5253-8439

【公布:R7.12.12/施行:R8.5.29】

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、**洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知**が求められている
- **洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展**（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、**水災による被害の軽減を図る必要がある**

（※1）監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等

- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、**外国法人等による予報業務に関する規制を強化する必要がある**

1. 洪水に係る情報提供体制の強化 【気象業務法・水防法】

- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）を**提供**
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に通報**

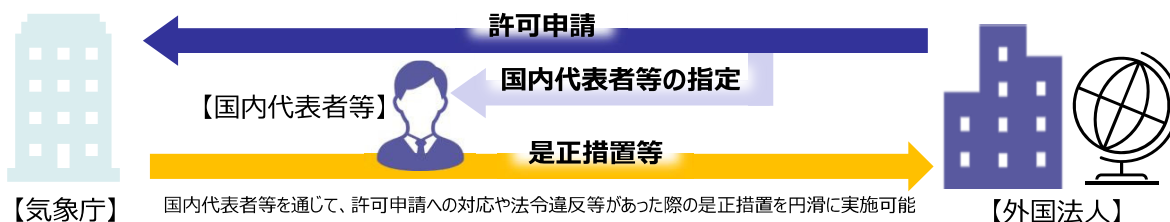
2. 高潮の共同予報・警報の創設 【気象業務法・水防法】

- 予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸（※2）において、**国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施**

(※2) 高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸

3. 外国法人等による予報業務に関する規制の強化 【気象業務法】

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
- ・ 許可の申請に当たって、**国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け**
 - ・ **国内代表者等**（※3）の所在が不明である場合、**簡易な手続きにより許可を取り消すことができる**
（※3）国内事業者の場合は許可を取得した者
- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について、利用者がこうした不適切に行われる予報等を忌避できるよう、**氏名等を公表できること**（※4）とする
（※4）国内事業者も対象に含まれる



① 洪水の特別警報の認知度：80%（施行後5年）

② 高潮の共同予報・警報を実施する指定海岸の数：10海岸（施行後5年）

※ いずれも新設規定